

未定稿

生産基盤拡大加速化事業（肉用牛）  
Q & A

令和4年6月29日版

農林水産省 畜産局 企画課  
一般社団法人全国肉用牛振興基金協会

# 目次

I	概要	P 1
問 1	生産基盤拡大加速化事業（肉用牛）は、どのような内容ですか。	
問 2	全ての繁殖雌牛が対象となるのですか。	
問 3	繁殖雌牛を導入するたびに交付されるものではないのですか。	
II	交付対象牛	P 2
問 1	交付対象牛の要件は何ですか。	
問 2	市場導入だけでなく自家保留も対象になりますか。	
問 3	導入時点で 14 か月齢以上の成牛は対象にならないのですか。	
問 4	預託牛も対象になりますか。	
問 5	都道府県・市町村の繁殖雌牛の導入・保留及び増頭に係る補助事業との重複は可能ですか。	
問 6	奨励金交付対象牛が、国又は機構から、繁殖雌牛の導入、保留及び増頭に係る補助金の交付を受けることはできますか。	
問 7	前年度に期待育種価が判明しなかったため、奨励金の交付対象牛とならなかった繁殖雌牛は、事業実施年度の奨励金対象牛頭数に加えることはできますか。	
問 8	前年度に奨励金の交付を受けた繁殖雌牛が翌年度以降に死亡（廃用）した場合、奨励金を返還する必要がありますか。	
問 9	ゲノミック育種価を対象としてよいですか。	
問 10	相対取引で導入する繁殖用雌牛も対象としてよいですか。	
問 11	自家生産の雌牛を繁殖仕向けとして自家保留する場合、いつの時点で肉専用種繁殖雌牛台帳に記載すればよいですか。	
問 12	借り腹用として繁殖雌牛に和牛受精卵を移植している場合、繁殖雌牛としてカウントしてもよいですか。	
問 13	14 か月齢以上の初妊牛の確認書類はどういったものになりますか。	
III	交付対象頭数	P 6
問 1	交付対象頭数の考え方は何ですか。	
問 2	1 生産者当たりの交付対象頭数の上限はありますか。	
問 3	期首・期末の頭数はどのように確認するのでしょうか。	
問 4	前年 12 月に家畜市場から事業要件を満たす 8 か月齢の雌牛を外部導入した場合、期首頭数の考え方はどうなりますか。	
問 5	交付対象頭数の考え方の例を示して欲しい。	

IV 奨励金単価 . . . . . P 9

- 問1 交付単価に違いを作った理由は何ですか。
- 問2 単価に差が出る「50頭の経営規模」とはいつの時点の飼養頭数ですか。
- 問3 期首時点の繁殖雌牛飼養頭数の考え方は何ですか。

V 交付対象者 . . . . . P 10

- 問1 交付対象者はどのような者ですか。
- 問2 交付対象者は畜産クラスター計画において、中心的経営体に位置づけられている必要がありますか。
- 問3 交付対象者の要件として、期首や期末の飼養頭数の制限はありますか。
- 問4 新規就農者や新規参入者も対象となりますか。
- 問5 肉用子牛生産者補給金制度の契約はいつまでに締結する必要がありますか。
- 問6 農協が所有する農場も交付対象者となりますか。
- 問7 A県の生産者が、B県の生産者に預託しながら繁殖経営を行う場合、A県の生産者本人所有の牛だと証明できれば事業対象としてもよいのか。
- 問8 A県とB県に農場があり、両農場とも事業に参加したい場合、手続きはどのように進めればよいですか。
- 問9 環境と調和のとれた農業生産活動規範点検シートは、どこに提出すればよいですか。
- 問10 肉用牛経営安定対策補完事業（中核的担い手育成増頭推進）と生産基盤拡大加速化事業に重複参加している生産者の対応はどうしたらよいですか。
- 問11 前年度から事業参加し、繁殖雌牛の事故等により飼養頭数を維持又は増頭できなかった事業参加者の扱いはどうしたらよいですか。
- 問12 要望調査終了後、年度途中で本事業に参加することは可能ですか。

VI 取組主体 . . . . . P 13

- 問1 取組主体とはどのような者ですか。
- 問2 取組主体は書類整理等をどのように行えばよいのか。

VII 成果目標 . . . . . P 14

- 問1 どのような成果目標を設定する必要がありますか。また、目標年度はいつですか。
- 問2 成果目標は生産者ごとに設定する必要がありますか。
- 問3 目標年度に計画を達成できなかった場合のペナルティ措置はありますか。
- 問4 他の畜産クラスター事業（施設整備や機械導入）にも参画している場合、本事業による成果目標は他事業での成果目標に足し上げなくてははいけませんか。
- 問5 目標年度において、市場価格の変動により販売金額が想定より低い場合、どうなりますか。

- 問6 繁殖・肥育一貫経営では、繁殖牛増頭による所得の増加は枝肉販売まで発生せず、3年後ではまだ成果は上がりません。この場合、成果目標をどのように考えればよいですか。
- 問7 成果目標で「子牛の販売額の10%以上の増加」を設定し、目標年度の3年後までに子牛相場の上り下りがあるので、売上などの目標達成が難しい場合は、増頭計画を「農業所得又は営業利益の10%以上の増加」に再設定する必要がありますか。
- 問8 成果目標の「子牛の販売額の10%以上の増加」については、和牛間交雑の子牛も子牛販売額に含めてよいのか。
- 問9 成果目標の「農業所得又は営業利益の10%以上の増加」については、所得を証明する書類するにはどのような書類が必要になりますか。

Ⅷ 畜産クラスター計画など . . . . . P 16

- 問1 本事業を活用するためにクラスター計画を修正する必要がありますか。
- 問2 いつまでに畜産クラスター計画を策定、修正する必要がありますか。
- 問3 本事業に取り組むための畜産クラスター計画や取組計画に、「和牛肉の輸出」を記載する必要がありますか。
- 問4 実施要領第4の1の(1)のアにある「増産計画」とはどのようなものですか。
- 問5 当該事業に参加するため、畜産クラスター協議会の計画の見直しを行う予定だが、都道府県知事の再認定は必要になりますか。
- 問6 地域に畜産クラスター協議会がない場合、新たに畜産クラスター協議会を作る必要がありますか。

## I 概要

問1 生産基盤拡大加速化事業（肉用牛）は、どのような内容ですか。

(答)

- 1 牛肉の国内需要の増加への対応と輸出の一層の拡大を目指すためには、生産基盤の強化を一層図ることが重要です。
- 2 このため、令和元年12月に、和牛の生産量を平成30年度の14.9万トンから令和17年度に30万トンに増やす政策目標を「農業生産基盤強化プログラム」の中で設定しました。
- 3 本事業は、この目標達成に向けて、生産者が一定の要件を満たす繁殖雌牛を増頭した場合に、増頭実績に応じ奨励金（17.5万円／頭以内又は24.6万円／頭以内）を交付するものです。（参照：Ⅳの問2）

問2 全ての繁殖雌牛が交付対象となるのですか。

(答)

- 1 本事業は、輸出に適した優良な和牛を増産するための繁殖雌牛の増頭を目的としており、全ての雌牛を対象とはしていません。
- 2 繁殖目的で導入・保留する雌牛で、子牛を生産する能力を有し、かつ、自身の子牛を生産することで後代牛の能力を一定水準以上に保つ能力を有する牛に対して奨励金を交付します。（参照：Ⅱの問1）

問3 繁殖雌牛を導入するたびに交付されるものではないのですか。

(答)

- 1 期首（当年の1月1日）と期末（当年の12月31日）の飼養頭数を確認し、増頭実績に応じて奨励金を交付します。（参照：Ⅲの問1）

## Ⅱ 交付対象牛

問1 交付対象牛の要件は何ですか。

(答)

- 1 繁殖に供している又は供する予定で、期首（当年の1月1日）から期末（当年の12月31日）の間に導入・保留した雌牛が対象となり、このうち増頭実績に応じて奨励金を交付します。
- 2 さらに、以下の全ての要件を満たす必要があります。
  - ① 繁殖に供している又は供する予定で飼養されている黒毛和種、褐毛和種、日本短角種又は無角和種であること。
  - ② 事業実施年度の12月31日現在での月齢が満9か月齢以上であること。
  - ③ 外部導入の場合、導入時点での月齢が満14か月齢未満であること。
  - ④ 国又は独立行政法人農畜産業振興機構から繁殖雌牛の導入、保留及び増頭に係る補助金の交付を受けていないこと。（参照：Ⅱの問6）
  - ⑤ 当該牛の脂肪交雑の推定育種価又は期待育種価が、事業を実施する都道府県等又は対象牛が生産された都道府県等（以下「対象県等」という。）において上位2分の1以上であること。
  - ⑥ 当該牛の枝肉重量、ロース芯面積、バラ厚、皮下脂肪厚及び歩留基準値の推定育種価又は期待育種価のうち、1つ以上の形質の育種価が、対象県等において上位2分の1以上であること。

問2 市場導入だけでなく自家保留も対象になりますか。

(答)

- 1 本事業は、市場の価格動向等に左右されない、計画的な増頭を支援するため、自家保留の繁殖雌牛も対象となります。

問3 導入時点で14か月齢以上の成牛は対象にならないのですか。

(答)

- 1 本事業は、繁殖に仕向けられる雌牛の総数を増やすことを目的としていることから、導入時点で14か月齢以上の雌牛は、奨励金の対象とはなりません。
- 2 ただし、初妊牛（妊娠鑑定等で妊娠を確認する必要があります）を導入する場合に限り、14か月齢以上の雌牛も対象となります。

問4 預託牛も対象になりますか。

(答)

- 1 本事業を利用する生産者が飼養し、飼養管理に係る経費を負担しているのであれば、預託を受けて飼養管理する場合も交付対象となることができます。
- 2 反対に、種付け等の理由で一時的に外部の農場へ預けている場合等も、その生産者が飼養していることを確認できれば交付対象となることができます。

問5 都道府県・市町村の繁殖雌牛の導入・保留及び増頭に係る補助事業との重複は可能ですか。

(答)

- 1 可能です。

問6 奨励金交付対象牛が、国又は機構から、繁殖雌牛の導入、保留及び増頭に係る補助金の交付を受けることはできますか。

(答)

- 1 国又は機構から、繁殖雌牛の導入、保留及び増頭に係る補助金の交付を受けている場合は奨励金の対象牛とはなりません。本事業では、構成員ごとに繁殖雌牛台帳を作成し、また、構成員の増頭計画書内に他の事業の参加状況を記載することになっているため、事前に確認を行い、以下の事業と重複することがないようにご注意ください。

#### 【主な国庫事業】

- ① 東日本大震災農業生産対策交付金のうち家畜改良体制再構築支援（高能力種畜の導入支援）
- ② 公共牧場和子牛等増産対策事業のうち地方公共団体の公共牧場・試験場等のフル活用
- ③ 畜産生産力・生産体制強化対策事業のうち国産飼料資源生産利用拡大対策（肉用牛・酪農基盤強化対策（放牧活用型））
- ④ 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（施設整備事業）における家畜の導入
- ⑤ 福島県営農再開支援事業における家畜の導入
- ⑥ 新規就農者育成総合対策事業のうち経営発展支援事業における家畜の導入

#### 【主な機構事業】

肉用牛経営安定対策補完事業の中の、

- ・地域における肉用牛生産基盤強化等対策事業のうち「中核的担い手育成増頭推進」、  
「遺伝的多様性に配慮した改良基盤確保」及び「優良繁殖雌牛導入支援」
- ・肉用牛流通促進対策事業のうち「肉用子牛安定供給対策」
- ・畜産経営災害総合対策緊急支援事業の中の肉用牛経営災害緊急支援対策事業のうち繁殖に供する雌牛の導入支援

問7 前年度に期待育種価が判明しなかったため、奨励金の交付対象牛とならなかった繁殖雌牛は、事業実施年度の奨励金対象牛頭数に加えることはできますか。

(答)

- 1 前年度に事業参加し、増頭した繁殖雌牛のうち、育種価が技術的な問題で判明しなかった繁殖雌牛については、事業実施年度に継続参加し、以下の①～②の要件を満たした場合、奨励金対象頭数に加えることができます。
  - ① 事業実施年度に繁殖雌牛を維持又は増頭していること。
  - ② 事業実施年度に推定育種価又は期待育種価（期待の期待育種価を含む）が判明すること。
- 2 奨励金交付対象となる頭数は、事業実施年度の上限頭数である50頭とは別に、前年度の奨励金交付対象の上限である50頭から前年度の奨励金交付対象頭数を差し引いた頭数又は前年度に育種価が判明しなかった頭数のうち事業実施年度に要件の合致が確認された頭数のいずれか低い頭数を上限として、合算することができます。

問8 前年度に奨励金の交付を受けた繁殖雌牛が翌年度以降に死亡（廃用）した場合、奨励金を返還する必要がありますか。

(答)

- 1 本事業は増頭に対する奨励金を交付するものなので、対象牛は財産処分の対象とはなりません。
- 2 ただし、事業申請時に、増頭に応じた成果目標を設定していただきますので、その達成のために計画的な増頭を行っていただく必要があります。

問9 ゲノミック育種価を対象としてよいですか。

(答)

- 1 事業実施年度に増頭した繁殖雌牛の推定育種価又は期待育種価（期待の期待育種価を含む）が判明していない場合、事業実施年度までに算定されたゲノミック育種価を対象とすることができます。

問10 相対取引で導入する繁殖用雌牛も対象としてよいですか。

(答)

- 1 導入時点の月齢が14か月齢未満であり、事業要件を満たす繁殖雌牛であれば事業対象となります。



問 1 1 自家生産の雌牛を繁殖仕向けとして自家保留する場合、いつの時点で肉専用種繁殖雌牛台帳に記載すればよいですか。

(答)

- 1 自家保留する場合の繁殖雌牛台帳への記載については、経営体全体として一律に満9か月齢を超える時点において繁殖・肥育仕向けを判断している場合は、9か月齢を超える場合も認められますが、原則として、当該牛が満9か月齢に達した時点で繁殖雌牛台帳に記載して下さい。
- 2 ただし、以下の理由により、満9か月齢時点での記載が困難である場合は、個別に事情を調査した上で、満9か月齢以上とすることが認められる場合があります。
  - ①家畜市場へ出荷したが、取引不成立により本人取りとなり、結果的に当該牛を繁殖仕向けとした場合
  - ②条例等により、自家保留牛についても市場評価を行うこととなっている場合
- 3 なお、満9か月齢以上で繁殖雌牛台帳に登録された繁殖雌牛については、同台帳に登録されている間は肉用牛肥育経営安定特別対策事業（牛マルキン）と重複して個体登録申込はできませんのでご注意下さい。

問 1 2 借り腹用として繁殖雌牛に和牛受精卵を移植している場合、繁殖雌牛としてカウントしてもよいですか。

(答)

- 1 交雑種繁殖雌牛（和牛間交雑種を含む）の場合、黒毛和種、褐毛和種、日本短角種、無角和種という和種の要件を満たせないため、繁殖雌牛としてカウントすることはできません。
- 2 和牛繁殖雌牛（黒毛和種、褐毛和種、日本短角種、又は無角和種）の場合、移植された和牛受精卵が同一品種又は異なる品種の場合であっても、借り腹用の雌牛の育種価が子牛に伝達されないため、借り腹目的のみで利用する牛を繁殖雌牛としてカウントすることはできますが、奨励金交付対象とはなりません。

問 1 3 14か月齢以上の初妊牛の確認書類はどういったものになりますか。

(答)

- 1 家畜市場名簿では、産次数が出ているので初妊牛の確認ができるとともに、証拠書類として確認書類の1つになるかと思えます。それ以外では、授精証明書ならびに受精卵移植証明書、妊娠鑑定を受けていたら、その証明書も確認書類になります。

### Ⅲ 交付対象頭数

問1 交付対象頭数の考え方は何ですか。

(答)

- 1 交付対象頭数は、繁殖目的として飼養されている雌牛の期末（当年の12月31日）頭数から期首（当年の1月1日）頭数を差し引いた増頭数（期末頭数－期首頭数）のうち、交付対象要件を満たす牛の頭数となります。
- 2 また、飼養状況を確認する手段として、少なくとも、牛トレーサビリティ法に基づく個体識別情報を経営体ごとに求めることとします。

問2 1生産者当たりの交付対象頭数の上限はありますか。

(答)

- 1 幅広い生産者を対象とするため、一定の上限は必要だと考えており、本事業では、肉用子牛生産コストを下げる50頭規模層を目安とし、1生産者当たりの交付対象頭数は、50頭を上限としました。

問3 期首・期末の頭数はどのように確認するのでしょうか。

(答)

- 1 取組主体において、個体識別情報（トレサ情報）の個体識別番号を照会及び繁殖雌牛台帳により確認します。このため、牛の異動があった場合には、牛の管理者にトレサ情報への異動報告を求めることが重要です。
- 2 同一経営体ながら、トレサ情報上の管理者名と事業参加者が異なる場合や牛の移動が多い場合など、トレサ情報で把握できない場合には、現畜確認が有効になります。

問4 前年12月に家畜市場から事業要件を満たす8か月齢の雌牛を外部導入した場合、期首頭数の考え方はどうなりますか。

(答)

- 1 当該事業は、期首時点（当年の1月1日）と期末時点（当年の12月31日）を比較し、その増頭実績に応じて奨励金を交付する事業になるため、家畜市場等から外部導入をした繁殖雌牛が期首時点で満9か月齢以上であれば、期首頭数としてカウントして下さい。
- 2 期首時点で満9か月齢未満の雌牛の場合は、繁殖に供することを目的として飼養されていることを確認後、期中の増頭分としてカウントすることができますので、期末に向けて繁殖雌牛台帳内で整理をして下さい。

問5 交付対象頭数の考え方の例を示して欲しい。

期中保留牛：推定育種価及び期待育種価が判明している自家保留雌牛

期中導入牛：推定育種価及び期待育種価が判明している外部導入雌牛

(転入も含む。)

期中異動牛：転出、死亡等により異動を行った雌牛

(答)

1 新規の補給金契約者で期中に5頭増頭した場合

期首頭数 1/1	→	期中 保留牛	期中 導入牛	期中 異動牛	→	期末頭数 12/31	うち奨励金 対象頭数
0頭		0頭	5頭	0頭		5頭	5頭

▶ 期末頭数の確認までに補給金契約を完了させることが条件になる。

2 飼養頭数50頭未満の構成員が期中に5頭増頭した場合

期首頭数 1/1	→	期中 保留牛	期中 導入牛	期中 異動牛	→	期末頭数 12/31	うち奨励金 対象頭数
24頭		5頭	2頭	2頭		29頭	5頭

3 飼養頭数50頭以上の構成員が期中に10頭増頭した場合

期首頭数 1/1	→	期中 保留牛	期中 導入牛	期中 異動牛	→	期末頭数 12/31	うち奨励金 対象頭数
56頭		12頭	3頭	5頭		66頭	10頭

4 父名義、息子名義の牛が期末に息子名義となる場合

(同一経営体扱い)

	期首頭数 1/1	→	期中 保留牛	期中 導入牛	期中 異動牛	→	期末頭数 12/31	うち奨励金 対象頭数
父親	12頭		0頭	0頭	12頭		0頭	0頭
息子	28頭		6頭	12頭	0頭		46頭	6頭

5 親子でそれぞれ独立経営をしており、父親から息子へ一部無償譲渡する場合

	期首頭数 1/1	→	期中 保留牛	期中 導入牛	期中 異動牛	→	期末頭数 12/31	うち奨励金 対象頭数
父親	30頭		0頭	0頭	8頭		22頭	0頭
息子	20頭		4頭	8頭	0頭		32頭	12頭

▶ 上記の例において、父親から息子へ無償譲渡された繁殖雌牛については、経営の独立（生計が別々、農協の組合口座が独立等）及び所有権の移動（登録で所有権の移動、資産管理台帳等への記載等）が確認でき、親子取引が不正なものではないと判断できることが条件となる。

6 個人経営から法人経営へ経営を変更した場合

	期首頭数 1/1	期中 保留牛	期中 導入牛	期中 異動牛	期末頭数 12/31	うち奨励金 対象頭数
個人	35 頭	0 頭	0 頭	35 頭	0 頭	0 頭
法人	0 頭	8 頭	2+35 頭	0 頭	45 頭	10 頭

➤ 補給金制度の契約者番号はそのまま、個人から法人名に変更した場合、法人化後、登記書写しや定款を取組主体に提出し、引き続き事業に参加することが条件になる。

7 AからBに10頭譲渡し、Aが外部導入で8頭増頭し、補給金契約は別々に契約した場合

(経営分離A→B)

	期首頭数 1/1	期中 保留牛	期中 導入牛	期中 異動牛	期末頭数 12/31	うち奨励金 対象頭数
A	50 頭	8 頭	0 頭	10 頭	48 頭	0 頭
B	0 頭	0 頭	10 頭	0 頭	10 頭	10 頭

8 CからDに10頭譲渡し、Cが自家保留・外部導入で12頭増頭し、補給金契約を別々に契約した場合

(経営分離C→D)

	期首頭数 1/1	期中 保留牛	期中 導入牛	期中 異動牛	期末頭数 12/31	うち奨励金 対象頭数
C	60 頭	8 頭	4 頭	10 頭	62 頭	2 頭
D	0 頭	0 頭	10 頭	0 頭	10 頭	10 頭

9 EからFに10頭譲渡し、Eが事業参加せず、補給金契約を別々に契約した場合

(経営分離E→F)

	期首頭数 1/1	期中 保留牛	期中 導入牛	期中 異動牛	期末頭数 12/31	うち奨励金 対象頭数
E	70 頭	0 頭	0 頭	10 頭	60 頭	0 頭
F	0 頭	0 頭	5+10 頭	0 頭	15 頭	15 頭

➤ Eが今年度事業に参加した場合、期首頭数を維持できていないため、翌年度は事業に参加できない。

#### IV 奨励金単価

問1 交付単価に違いを作った理由は何ですか。

(答)

- 1 現在の繁殖経営をめぐる状況は、繁殖雌牛 50 頭未満の戸数の減少傾向が顕著であり、生産コストを鑑みれば、経営の継続のためには規模拡大が重要です。
- 2 このため、本事業では、子牛の生産コストの高い 50 頭未満の経営体が生産効率の向上を図るために規模拡大することを支援の柱としたところであり、奨励金単価について手厚く設定しました。

問2 単価の差が出る「50頭の経営規模」とはいつの時点の飼養頭数ですか。

(答)

- 1 期首（当年の1月1日）の飼養頭数に応じて奨励金単価を決定します。
- 2 したがって、期首において繁殖雌牛飼養頭数が 50 頭未満の生産者は、24.6 万円/頭以内の奨励金単価となり、50 頭以上の生産者は、17.5 万円/頭以内の奨励金単価となります。

問3 期首時点の繁殖雌牛飼養頭数の考え方は何ですか。

(答)

- 1 期首時点において満9か月齢以上であり、繁殖雌牛台帳に記載された繁殖に供することを目的として飼養されている又は飼養される予定の雌牛であり、和牛（黒毛和種、褐毛和種、日本短角種、無角和種）をカウントすることになります。
- 2 また、飼養状況を確認する手段として、少なくとも、牛トレーサビリティ法に基づく個体識別情報を経営体ごとに求めることとします。

## V 交付対象者

問1 交付対象者はどのような者ですか。

(答)

1 交付対象者は、畜産クラスター協議会が策定する畜産クラスター計画に位置付けられた取組主体の構成員である生産者です。

(参照：VIの問1)

2 したがって、畜産クラスター協議会が存在しない地域においては、協議会を設置し畜産クラスター計画を策定する必要があります。

3 また、交付対象者のその他の要件として、肉用子牛生産者補給金制度の契約者である必要があります。

問2 交付対象者は畜産クラスター計画において、中心的経営体に位置づけられている必要がありますか。

(答)

1 取組主体の構成員であり、その増頭について、畜産クラスター計画へ位置づけられていれば、必ずしも中心的経営体である必要はありません。

問3 交付対象者の要件として、期首や期末の飼養頭数の制限はありますか。

(答)

1 飼養頭数の制限はありません。例えば、繁殖雌牛の飼養頭数が10頭未満の中小家族経営はもちろん、100頭以上の大規模経営であっても、交付対象者となることができます。

2 ただし、いわゆる大企業に該当する経営体（資本金3億円以上、従業員300人以上等）は対象外となります。

問4 新規就農者や新規参入者も対象となりますか。

(答)

1 畜産クラスター計画へ位置づけられていれば対象となります。この場合、期首頭数は0頭となりますので、奨励金単価は24.6万円/頭以内です。

2 なお、肉用子牛生産者補給金制度における契約が必要になります。

問5 肉用子牛生産者補給金制度の契約はいつまでに締結する必要がありますか。

(答)

- 1 参加申込みの段階で未締結の場合は、期末時点までに確実に生産者補給金契約を締結することを条件に認めることとします。また、既に契約を締結している構成員も含めて、契約書の写しを取組主体に提出し、取組主体で増頭計画と併せて整理・保管して下さい。

問6 農協が所有する農場も交付対象者となりますか。

(答)

- 1 増頭が畜産クラスター計画に位置づけられており、肉用子牛生産者補給金制度の契約者であれば対象となります。

問7 A県の生産者が、B県の生産者に預託しながら繁殖経営を行う場合、A県の実業家本人所有の牛だと証明できれば事業対象としてもよいのか。

(答)

- 1 預託契約等の証拠書類により、本人に帰属する繁殖雌牛だと確認・整理できれば事業対象者になります。ただし、預託をする側が飼養管理費として預託金を支払っている場合、預託される側は対象外とします。

問8 A県とB県に農場があり、両農場とも事業に参加したい場合、手続きはどのように進めればよいですか。

(答)

- 1 両県の畜産クラスター協議会の構成員として畜産クラスター計画に位置づけられている必要があるため、両農場の増頭計画をそれぞれの県において作成いただいて事業参加をお願いします。

問9 環境と調和のとれた農業生産活動規範点検シートは、どこに提出すればよいですか。

(答)

- 1 事業参加者（前年度から継続して事業参加している参加者）は、GAP取得チャレンジシステムと同等以上の水準の取組を実施している場合を除いて、「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」に基づき、「環境と調和のとれた農業生産活動規範点検シート（家畜の飼養・生産）」を過去1年間の実施状況を取りまとめ、取組主体に提出して下さい。提出された原本は取組主体で保管するようにして下さい。

問10 肉用牛経営安定対策補完事業（中核的担い手育成増頭推進）と生産基盤拡大加速化事業に重複参加している生産者の対応はどうしたらよいですか。

(答)

- 1 原則、両事業の繁殖雌牛台帳を共通化し、当該台帳上で事業ごとに奨励金対象牛を区分することにより、重複交付の確認等を行えるようにして下さい。
- 2 やむを得ない場合は、増頭計画書の「他の事業の参加状況」欄で重複の有無を把握するとともに、期末の実績確認に当たっては、中核的担い手育成増頭推進の生産者集団又は都道府県の事務委託先団体等と連携し、両事業間で繁殖雌牛台帳や奨励金対象牛リストによる相互確認（重複確認）を行うようにして下さい。
- 3 なお、奨励金や補助金が交付される繁殖雌牛の増頭に係る類似の事業においても同様の対応が必要になります。

問11 前年度から事業参加し、繁殖雌牛の事故等により飼養頭数を維持又は増頭できなかった事業参加者の扱いはどうしたらよいですか。

(答)

- 1 前年度に繁殖雌牛の事故等により飼養頭数の維持ができなかった参加者は、事故等の事項を証明する証拠書類を整備の上、繁殖雌牛台帳へこの旨を記載している場合のみ特例措置（事業実施要領別紙5の別表3）を適用しますので、事業実施年度も事業参加を希望される場合には継続参加者扱いになるとともに、この場合の期首頭数は、前年1月1日の頭数になります。

問12 要望調査終了後、年度途中で本事業に参加することは可能ですか。

(答)

- 1 畜産クラスター計画に位置付けられた取組主体の構成員である新規就農者（新たに自営で繁殖経営を始める者）は、年度途中での本事業への参加申請が可能ですので、取組主体又は一般社団法人全国肉用牛振興基金協会へご相談ください。
- 2 なお、この事業は事業実施年度の12月31日までに導入した繁殖雌牛が対象となるため、12月31日までに事業参加申請を行っていただくとともに、他の必要な手続（生産者補給金契約の締結、牛舎の確保等）についても、できる限り、12月31日までに行っていただくようお願いします。



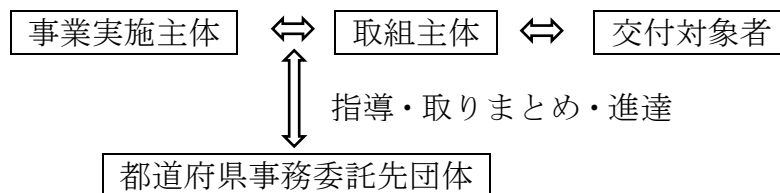
## VI 取組主体

問1 取組主体とはどのような者ですか。

(答)

- 1 取組主体となる団体は、基本的には以下の2つパターンが考えられます。
  - ① 畜産クラスター協議会
  - ② 畜産クラスター協議会の構成員（農業団体など）
- 2 ただし、クラスター協議会の構成員に県や市町村などの地方公共団体が入っている場合もありますが、本事業では、地方公共団体は取組主体になることはできません。
- 3 今後、事業の申請や交付決定等の手続きは、事業実施主体である一般社団法人全国肉用牛振興基金協会と取組主体の間で行うこととなります。

(事業の流れのイメージ)



問2 取組主体は書類整理等をどのように行えばよいのか。

(答)

- 1 取組主体では、事業対象となる繁殖雌牛の増頭確認等の取りまとめを行うため、構成員ごとの生産者補給金契約の書類の写しを保管しているか、期首・期末時点の繁殖雌牛台帳を整理しているか、事業対象牛の育種価要件に該当する書類を保管しているか、個体識別情報（トレサ情報）の写しによる確認、増頭奨励金頭数の確認作業等を行い、都道府県事務委託先団体へ報告して下さい。
- 2 また、取組主体では、繁殖雌牛の増頭確認等を行うに当たって、以下の点を確認し、その書類を保管して下さい。
  - ① 構成員ごとの生産者補給金契約の書類の写し
  - ② 期首・期末時点の繁殖雌牛台帳
  - ③ 事業対象牛の育種価要件に該当する書類  
(育種価情報は出典先が分かるよう整理して下さい。)
  - ④ 個体識別情報（トレサ情報）の写し

## VII 成果目標

問1 どのような成果目標を設定する必要がありますか。また、目標年度はいつですか。

(答)

- 1 成果目標については、事業実施年度を含めた3年後に「子牛販売額の10%以上の増加」又は「農業所得又は営業利益の10%以上の増加」を設定する必要があります。

問2 成果目標は生産者ごとに設定する必要がありますか。

(答)

- 1 成果目標は、本事業に取り組む各生産者において設定する必要があります。

問3 目標年度に計画を達成できなかった場合のペナルティ措置はありますか。

(答)

- 1 畜産クラスター事業の施設整備事業や機械導入事業と同様、本事業においても要綱等に基づき成果目標の達成状況の報告が必要です。成果目標の達成状況により、必要に応じ、事業実施主体から指導が行われることがあります。

問4 他の畜産クラスター事業（施設整備や機械導入）にも参画している場合、本事業による成果目標は他事業での成果目標に足し上げなくてははいけませんか。

(答)

- 1 それぞれの目標年・基準年に応じて設定すればよく、必ずしも足し上げる必要はありません。

問5 目標年度において、市場価格の変動により販売金額が想定より低い場合、どうなりますか。

(答)

- 1 市場価格の変動により価格が下落しているようなことがあれば、畜産クラスター事業の施設整備や機械導入と同様、販売価格に補正をかけて検証することになります。

※畜産クラスター関連事業Q&A問60参照

(1) 計算式

① 成果目標として「販売額の増加」を設定した場合

販売額＝実績(目標年度)の販売単価×補正係数×実績(目標年度)の数量

販売単価を以下により補正します。

補正後の販売単価：実績(目標年度)の販売単価×補正係数

補正係数 = 全体(※)の事業実施前年度の販売単価

全体（※）の目標年度の販売単価

※都道府県又は国等

② 成果目標として「農業所得又は営業利益の増加」を設定した場合

農業所得又は営業利益＝販売額－生産コスト

上記①と同様に補正した販売額により計算します。

(2) 全体（都道府県又は国等）の販売単価等の考え方

補正に用いる販売単価等は、国又は都道府県等が公表する卸売価格等により把握することとし、利用した資料を添付して下さい。（農林水産省が公表している統計資料を用いる場合は、資料名の記載でも可とします。）

なお、価格は消費税抜額とし、予め価格を固定した契約取引など、市場の需給といった外的要因等による価格変動が生じないときは、価格補正を行わないことができるものとします。

問6 繁殖・肥育一貫経営では、繁殖牛増頭による所得の増加は枝肉販売まで発生せず、3年後ではまだ成果は上がりません。この場合、成果目標をどのように考えればよいですか。

(答)

1 事業実施3年後の段階で、肥育期間中にある素牛の価値を市場等から試算し、所得見込みとして計算することで検証が可能と考えます。

問7 成果目標で「子牛の販売額の10%以上の増加」を設定し、目標年度の3年後までに子牛相場の上下があるので、売上などの目標達成が難しい場合は、増頭計画を「農業所得又は営業利益の10%以上の増加」に再設定する必要がありますか。

(答)

1 成果目標の再設定は考えていません。3年後に目標達成することを目指して努力していただければと思います。

問8 成果目標の「子牛の販売額の10%以上の増加」については、和牛間交雑の子牛も子牛販売額に含めてよいのか。

(答)

1 生産者毎の検証結果で説明できるようであれば含めて良いこととします。

問9 成果目標の「農業所得又は営業利益の10%以上の増加」については、所得を証明する書類するにはどのような書類が必要になりますか。

(答)

1 所得を証明する書類について、納税証明書や青色申告書等が考えられます。

## VIII 畜産クラスター計画など

問1 本事業を活用するために畜産クラスター計画を修正する必要はありますか。

(答)

- 1 本事業を活用する場合は、「目的」や「行動計画」の欄に和牛の生産拡大に係る具体的な内容を記載していただく必要があります。
- 2 その際、生産者ごとに記載することが困難な場合は、例えば取組主体ごとに記載しても構いません。

問2 いつまでに畜産クラスター計画を策定、修正する必要はありますか。

(答)

- 1 要望調査を行った後、正式に交付申請を行っていただきますが、その際には畜産クラスター計画を添付していただく必要があると考えています。

問3 本事業に取り組むための畜産クラスター計画や取組計画に、「和牛肉の輸出」を記載する必要がありますか。

(答)

- 1 畜産クラスター協議会や取組主体として、実際に和牛肉の輸出に取り組む場合は畜産クラスター計画や取組計画にその内容を記載することを妨げませんが、必ずしも本事業の要件ではありません。

問4 実施要領第4の1の(1)のアにある「増産計画」とはどのようなものですか。

(答)

- 1 取組主体が策定する「繁殖雌牛の増頭をすることによって、その結果、和牛肉の増産を行う」ための計画です。
- 2 なお、この計画は本事業のためにクラスター計画とは別途作成して下さい。

問5 当該事業に参加するため、畜産クラスター協議会の計画の見直しを行う予定だが、都道府県知事の再認定は必要になりますか。

(答)

- 1 補助金交付申請書を提出するまでに知事から畜産クラスター計画の再認定を受けて、事業実施計画に添付する必要があります。

問6 地域に畜産クラスター協議会がない場合、新たに畜産クラスター協議会を作る必要がありますか。

(答)

- 1 地域に畜産クラスター協議会がない場合、地域の畜産クラスター協議会で事業参加しても構いません。地域の畜産クラスター協議会ない場合は、新たに協議会を作らなければ事業に参加することはできません。